

情報発信サービス利用上の諸注意

1 特典(ことみせくーぽん)を提供してください

お店の魅力をより広く、より効果的に周知し、集客の促進につなげていくことを目的に、登録には、誰でも利用可能な価格割引や無料提供等の特典の提供が必要です。

2 登録料(行政手数料)をお振り込みください

登録料のお振り込みが済みましたら、ことみせ事務局まで電話またはメールでその旨ご連絡ください。登録手続き完了となります。

3 登録店認定証を掲示してください

ことみせ登録店であることが一目でわかり、誰もが安心して利用できるよう、登録店認定証(A4サイズ)は店頭等のわかりやすい場所に掲示してください。登録店認定証は審査完了後、登録料振込用紙と併せて郵送します。

4 取材・掲載に際して料金を徴収することはありません

取材・記事掲載に際して、江東区、並びにことみせ事務局が登録店から料金を徴収することはありません。ただし、記事制作に必要な料理・商品等につきましては、登録店の費用負担でご用意ください。

5 登録情報に変更が生じた際は必ずご連絡ください

登録情報は江東区が所有します。お店の住所や電話番号、営業時間、定休日、「ことみせくーぽん」の特典内容等、登録情報に変更が生じた際や、登録を辞退される場合は速やかに変更・辞退の手続きを行ってください。